

食安輸発0801第4号
平成25年8月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

特定の製造者が製造するタイ産食品の取扱いについて

今般、モニタリング検査において、タイ産漬物からサイクラミン酸が検出され、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の製造者が製造する食品については、本日以降、初回輸入時において、輸入者に対しサイクラミン酸に係る自主検査を指導するようお願いします。

なお、継続して輸入される場合にあっては、モニタリング検査を実施するようお願いします。

記

製造者：WANNEE THITAROOM